

広島県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年五月十日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

新市三次線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市口和町金田字本谷二四九番一地从先から 庄原市口和町金田字下金田二二番五地先まで	新	旧	一一・〇〇〇〇 六・八〇	四七〇・六〇	幅員減少
庄原市口和町金田字下金田三二番五地先から 庄原市口和町金田字下金田二一八二番一地从先まで	新	旧	一三・八〇〇〇 四・九〇	一八五・六〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 六六八・〇〇メ ートル

- 一 道路の種類
- 県道
- 二 路線名
- 金田平和線
- 三 道路の区域

区		間	新 旧	の 別
庄原市口和町金田字下金田二六番三地先から 庄原市口和町金田字下金田二九一番一地先まで			新	
			旧	敷地の幅員 (メートル)
				延 長
				備 考

四・八〇〇
三・〇〇

七〇・〇〇

路線短縮
不用物件延長
七〇・〇〇メ
ートル